

## 児童手当の申請時によくある問い合わせと回答

### 質問 1

子どもが生まれました。児童手当の申請はいつまでにすればよいのでしょうか。

#### 質問 1 の答え

児童手当は、原則申請した月の翌月分から支給されますので、**出生があった月の末日までに申請してください。**  
ただし、**その月の下旬に出生があった場合は、特例として、誕生日（出生届の届出日ではありません。）の翌日から数えて 15 日以内に申請すれば、出生があった月の翌月分から支給されますので、該当する日までに申請してください。**

上記の日を経過後に申請した場合は、申請した月の翌月分からの支給になります。

#### <質問 1 の事例>

1 月 1 日に出生があった場合 ⇒ 1 月 31 日までに申請すれば、2 月分から支給となります。

1 月 16 日に出生があった場合 ⇒ 1 月 31 日までに申請すれば、2 月分から支給となります。

※ 1 月 17 日から数えて 15 日後は、1 月 31 日であるため

1 月 30 日に出生があった場合 ⇒ 2 月 14 日までに申請すれば、2 月分から支給となります。

※ 1 月 31 日から数えて 15 日後は、2 月 14 日であるため

**（2 月 15 日に申請すると、3 月分からの支給となり、受給できない手当が 1 か月分発生します。）**

### 質問 2

宇都宮市外から転入します。児童手当の申請はどのようにするのでしょうか。

#### 質問 2 の答え

宇都宮市への住民登録の手続きと併せて、窓口にて申請してください。

児童手当は、原則申請した月の翌月分から支給されますので、**前住所地の転出予定日の属する月の末日までに申請してください。**

ただし、**その月の下旬に転出予定日があたる場合は、特例として、転出予定日の翌日から数えて 15 日以内に申請すれば、転出予定日の属する月の翌月分から支給されますので、該当する日までに申請してください。**（上記の質問 1 と同様の取扱いです。）

申請に必要なものは、別途添付しております「児童手当の申請に必要な書類等について」をご確認ください。

### 質問 3

児童手当の請求者（受給資格者）は子どもの父母の内どちらでしょうか。

#### 質問 3 の答え

原則、**父母ともに所得がある場合等は、前年の所得（1 月分から 5 月分までの手当については前々年の所得）が高い方が請求者（受給資格者）になります。**

ただし、離婚協議中で、かつ父母が住民票上別居している場合に限り、所得に関係なく児童と同居している方が請求者（受給資格者）になります。この場合は、離婚協議中であることを証明する書類の提出が必要です。

#### 質問 4

児童手当を子どもの口座に振り込むことはできるのでしょうか。

#### 質問 4 の答え

振込先の口座は、**請求者（受給資格者）の口座**に限ります。子どもやその他の家族、会社等の口座を指定することはできません。

#### 質問 5

ゆうちょ銀行への児童手当の振込みは可能でしょうか。

#### 質問 5 の答え

**振込用の店名（3桁）・預金種目・口座番号（7桁）**を使用することで、振込みは可能です。取得している場合は、通常、通帳の中面に記載されています。詳しくは、「ゆうちょ銀行」の窓口等でご確認ください。

#### 質問 6

申請時の必要書類に「健康保険証のコピー」とありますが、健康保険証は請求者（受給資格者）のものでしょうか。子どものもののでしょうか。

#### 質問 6 の答え

**請求者（受給資格者）のもので、子どものものではありません。**